

# 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国

令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120

## 1 対象国

アフガニスタン	ツバル
イエメン	トーゴ
エチオピア	トンガ
カーボベルデ	ハイチ
ガンビア	ブルンジ
キリバス	マーシャル諸島
コンゴ共和国	マラウイ
コンゴ民主共和国	ミクロネシア
サモア独立国	南スーダン共和国
サントメ・プリンシペ	モルディブ
シエラレオネ	
ジンバブエ	
タジキスタン	
チャド	
中央アフリカ共和国	

## 2 対象国

ウガンダ	バヌアツ
カメルーン	ブルキナファソ
ギニア	ベナン
ギニアビサウ	ホンジュラス
キルギス	マダガスカル
コモロ	マリ
コートジボワール	モーリタニア
セネガル	モザンビーク
ソロモン	リベリア
タンザニア	ルワンダ
ニジェール	

### 附 則 〔令和2年6月8日〕

この規程は、令和2年6月15日から実施する。ただし、次の規程に係る保険については、この規程は令和2年6月9日から実施する。

貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077）、貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083）、輸出手形保険の引受の要件等について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088）